

所得課税の抜本見直し

Q : 政府の税制調査会で所得税課税の抜本的な見直しが検討されているとか。どのような検討がされているのですか？

A : 所得区分の改廃や課税方法の見直しなどが検討されています。

【解説】

政府税調では、共働き世帯が増え、就業形態が変化してきていることなどから現状の所得区分にミスマッチが生じ始めているとして、所得税の抜本的な見直しを検討し始めました。

検討となっている具体的な内容は、次のとおりです。

① 退職所得

退職所得については、退職金制度を廃止する企業がでてきたことや、退職所得金額の計算方法が、雇用期間が短い外資系企業の高所得者に有利に働くなどの点から見直しの検討に。

② 不動産所得

不動産の賃貸業者にとって、賃料収入は事業所得に他ならず、所得区分を分ける必要があるかどうかという点。給与所得者が副業で不動産賃貸業を行う場合は雑所得に区分するという方法もあるのではないかと検討に。

③ 一時所得

担税力のある所得についても2分の1課税にしてよいかという点が検討に。

④ 雑所得

年金所得を雑所得から分離して新たな所得区分にしてはという点が検討に。

